

議第 1 1 号

高山市介護保険条例の一部を改正する条例について

高山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 3 月 1 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

介護保険料の改定等を行うため改正しようとする。

高山市介護保険条例の一部を改正する条例

高山市介護保険条例（平成16年高山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成30年度から令和2年度までの各</u>年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33, 120円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46, 320円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49, 680円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59, 640円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66, 240円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76, 200円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年</u>度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34, 560円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48, 360円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51, 720円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62, 160円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69, 000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>79, 320円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が</u></p>

万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 89,400円

ア・イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 92,760円

ア・イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 119,280円

ア・イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 125,880円

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 132,480円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 139,080円

ア・イ (略)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 152,400円

2～4 (略)

0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 93,120円

ア・イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 96,600円

ア・イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 124,200円

ア・イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 131,160円

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 138,000円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 144,960円

ア・イ (略)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 158,760円

2～4 (略)

5 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に該当する者 20,760円

附 則  
第7条 (略)

(2) 第1項第2号に該当する者 31,080円

(3) 第1項第3号に該当する者 48,360円

附 則  
第7条 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険

料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。